

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 1 5 日

公益社団法人	日 本 医 師 会	御中
公益社団法人	日 本 産 婦 人 科 医 会	御中
公益社団法人	日 本 小 児 科 医 会	御中
公益社団法人	日 本 産 科 婦 人 科 学 会	御中
公益社団法人	日 本 小 児 科 学 会	御中
公益社団法人	日 本 小 児 保 健 協 会	御中
公益社団法人	日 本 歯 科 医 師 会	御中
公益社団法人	日 本 看 護 協 会	御中
公益社団法人	日 本 助 産 師 会	御中
公益社団法人	日 本 栄 養 士 会	御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和 5 年台風第 7 号に伴う災害の被災者に係る妊婦健康診査等の
各種母子保健サービスの取扱い等について

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、市区町村あてに送付し、被災
者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について、特段の
配慮をお願いしているところです。

該当する妊婦が受診等した場合には、別紙を参考に適切に対応いただきます
ようお願いいたします。なお、集団ではなく、医療機関において個別に乳幼児
健康診査を実施している場合にも、別紙の取扱いに準じてご対応ください。

あわせて、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくようお願いいたしま
す。

医療機関の皆様へ

災害により被災された妊婦さんの 健康診査の取扱いについてのお知らせ

災害により被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。今般の災害に係る妊婦健康診査の取扱いについては、下記のとおりとなります。

- ① 健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約又は償還払い等の対応となります。
- ② 受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているため、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください。